

議案第 6 号

埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 8 月 4 日提出

埼玉西部消防組合管理者 谷ヶ崎 照 雄

提 案 理 由

火災予防条例（例）の一部が改正（令和 7 年 8 月 2 9 日付け消防予第 3 8 3 号
消防庁次長通知）されたことを受け、埼玉西部消防組合火災予防条例についても
所要の改正を行う必要が生じたため、本案を提出するものである。

埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

埼玉西部消防組合火災予防条例（平成２５年条例第３８号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２―第２９条の７）」を

「第３章の２ 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第２９条の２―第２９条の７）」を

第３章の３ 林野火災の予防（第２９条の８・第２９条の９）」に改める。

第２９条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第２２条第３項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第５号中「管理者」を「埼玉西部消防組合管理者（第２９条の８、第２９条の９及び第４９条において「管理者」という。）」に改め、同条第７号を削る。

第３章の２の次に次の１章を加える。

第３章の３ 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第２９条の８ 管理者は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

２ 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、埼玉西部消防組合の区域内に在る者は、第２９条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

３ 管理者は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第 29 条の 9 管理者は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第 29 条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第 42 条の 3 第 1 項第 3 号中「第 45 条」を「第 45 条第 1 項」に改める。

第 45 条第 1 号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 消防長又は消防署長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。